

|      |   |       |   |
|------|---|-------|---|
| 項目名  | 計画的な各種申請手続き等簡素化の推進  |       |   |
| 大綱要旨 | 申請・届け出等の各種申請手続き等の簡素化を、全庁的な計画に基づいて推進することにより、一層の市民利便性の向上を図る。  |       |   |
| 改革内容 | 関係課所室の担当からなる各種申請手続き等の簡素化に関する検討組織により、全庁的に、取り組みの水準、対象業務および手続、計画、目標等を定めた行動計画を策定し、諸手続き等の簡素化、適正化を推進する。 |       |   |
| 改革効果 | 市民サービスの一層の向上により、市民の利便性の確保に資するものである。   |       |   |
| 実施計画 | 年度  | 着手・実施 | 詳細内容  |
|      | 14年度  |       |   |
|      | 15年度  | 着手    | 全庁横断的な検討組織を設置し、取り組みの水準、対象業務および手続、計画、目標等を定めた行動計画の策定に向け検討を行う。 |
|      | 16年度  |       | 引き続き、先進都市の事例を参考にしながら検討を行い、行動計画策定する。                         |
|      | 17年度  | 実施    | 行動計画を実施し、市民の利便性の向上を図る。                                      |